

3

関連機関の 主な連絡先



お役立ちコラム

死亡後の遺留金等の取り扱い

「相続財産管理人」を選任

相続人が全員相続放棄した場合や法定相続人がいない場合、関係者が「相続財産管理人」を選任しなければならない可能性があります。この「相続財産管理人」は、当該財産を管理・清算する人で「相続人」ではありません。

なお、民法第959条により、処分されなかった相続財産は国庫に帰属します。

遺贈について

遺贈するには遺言書が必要です。

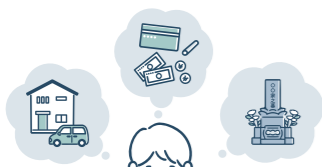
遺贈とは、遺言により遺産を特定の個人や団体に贈ったり、寄付したりすることをいいます。遺贈するには、遺言書の作成が必要です。遺言書の作成にあたっては、専門家にご相談する事をお勧めしております。

【遺言書に関する相談】

・唐津公証役場 TEL：0955-72-1083

・伊万里市無料公証人相談
第3木曜日 <要予約>

TEL：0955-23-2133



令和8年2月発行

作成者・発行者

伊万里市、有田町

伊万里・有田地区医師会

主な他法・他制度・多機関一覧

【成年後見制度利用相談・ あんしんサポート】

・伊万里市 ⇒ 伊万里市社会福祉協議会
TEL：0955-22-3931

・有田町 ⇒ 有田町社会福祉協議会
TEL：0955-41-1315

【生活保護】

・伊万里市 ⇒ 伊万里市福祉課保護係
生活保護担当 TEL：0955-23-2168

・有田町 ⇒ 有田町健康福祉課
生活保護担当 TEL：0955-43-2273

【法律相談】

・法テラス佐賀<要予約>
TEL：0570-078-361

・伊万里市無料法律相談
第2・4水曜日 <要予約>
TEL：0955-23-2133

・有田町無料法律相談
第3火曜日 <要予約>
TEL：0955-41-1315



【高齢者相談窓口】

・伊万里市 ⇒ 伊万里市地域包括支援センター
TEL：0955-23-2122

・有田町 ⇒ 有田町地域包括支援センター
TEL：0955-43-2196

在宅療養を支援する専門職のための

おひとりさま支援の手引き

この手引きは支援を必要とするひとり暮らし高齢者等の在宅支援に携わる、ケアマネジャーをはじめとする専門職の「負担軽減」と「トラブル回避」に役立てることを目的としています。



身寄りのない 高齢者の方には

各種エンディングノート「わたしの想い（伊万里・有田地区在宅医療・介護連携推進事業）」等の活用を勧める事も有効です。モニタリングの際にノートと一緒に作成すれば、普段聴き取りにくい内容についてもスムーズに話をする事が出来ると思います。

意思を伝えられなくなる前に

本人が自ら意思を伝えられない状態になる可能性がある事を念頭に、サービス担当者会議等は、本人の意向や価値観の共有を図る場として、成年後見人や、生活保護であればケースワーカーなどの関係者にも参加を呼びかけましょう。

金銭管理等に 懸念がある場合は

権利擁護の各種制度の活用も視野に入れて支援しましょう。本人が制度利用に難色を示す場合もあると思いますが、専門職として随時利用を促すことも必要です。但し、本人の意向に反するような、利用の強制とならないように注意しましょう。

伊万里・有田地区 在宅医療・介護連携推進事業

1 おひとり様 確認ポイント



本人がしっかりと意思表示できるうちに、聞き取りにくい内容など確認を行いましょう。また、本人の意向等の確認は、サービス担当者会議等を活用し、皆で共有しましょう。

項目	確認したい☑ポイント	注意事項
意思決定 について 	<input type="checkbox"/> 本人が今後どのようにしたいと考えているのか。 ⇒わたしの思い（伊万里・有田地区在宅医療・介護連携推進事業）等の活用 <input type="checkbox"/> 現在の病気、生活課題の理解度について <input type="checkbox"/> 亡くなった後、どのようにしたいか	<ul style="list-style-type: none"> 生活保護、あんしんサポート、成年後見制度、民間の身元保証等利用している場合は、担当者に連絡し、調整を行いましょう。 本人に病識等が乏しい場合は、医師等から病状の説明、本人の病識程度を確認しながら、今後の方向性を確認することも重要です。
緊急連絡先 について 	<input type="checkbox"/> 家族や親族の有無 <input type="checkbox"/> 緊急時に連絡して欲しい人等 <input type="checkbox"/> キーパーソン <input type="checkbox"/> 友人（会っておきたい人等）	<ul style="list-style-type: none"> 家族や親類がいないと聞いていても、終末期が近づき、ふと親類の連絡先を教えてくれる場合もあります。以前いないと聞いていても、別の親類はいるか、年賀状のやり取りなどはないか等、聞き方を変えてアセスメントしましょう。
金銭面 について 	<input type="checkbox"/> 銀行の出入金 <input type="checkbox"/> サービス利用料の支払い	<ul style="list-style-type: none"> 本人が銀行に行けなくなった場合、生活費や療養費の確保が困る事になります。支援してくれる人がいない場合や困窮した場合等、他制度の活用を速やかに、関係機関に相談しましょう。 ※あんしんサポート等が活用できる場合があります。（3 関連機関の主な連絡先）をご参照下さい
家屋 について 	<input type="checkbox"/> 大家の連絡先の確認 <input type="checkbox"/> アパートの契約について確認 <input type="checkbox"/> 家の片付け等	<ul style="list-style-type: none"> 居宅で状態が急変し、死亡した場合、大家に連絡が必要となる場合があります。 亡くなった後の家財処分等をどうしたいのか本人の意思を確認しておきましょう。 死後事務委任等、専門家に相談しましょう。
地域 との関わり 	<input type="checkbox"/> 民生委員など 地域関係者との連携 <input type="checkbox"/> 医療機関との連携 <input type="checkbox"/> 地域包括支援センターとの連携	<ul style="list-style-type: none"> 身寄りのない高齢者等の支援で終末期に不安を抱えている場合、地域包括支援センターとも連携を図りましょう。個別の地域ケア会議が開催される際は支援の方向性、役割分担等、ケアマネジャーの見解が重要になります。

Q 意思決定ができない状況の支援について、ガイドラインのようなものはありますか？

A 厚生労働省「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」の他、「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン」等を参照ください。

～ 詳しくは下記の二次元コードを読み取ってごらんください～

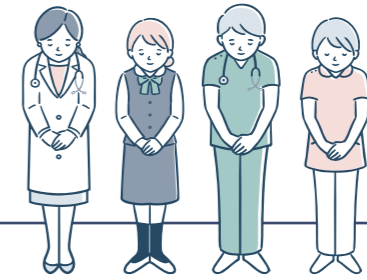
●人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン



●認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定ガイドライン



2 いざという時に 備えて



急な対応に備え
事前確認をお勧め
めします

3つの事前確認

事前に確認しておきたいこと

- POINT 1** 生活保護受給者 ⇒ 伊万里市福祉課保護係の担当ケースワーカー・有田町健康福祉課生活保護担当
 特に休日対応等については、事前に上記担当者調整しておきましょう。
 ※遺体引き取り・死亡届を出す親族等がいなくどうか確認し、遺体の引き取りについてしっかり確認を行いましょう。（訪問診療が入っている場合、警察への通報が必要か等）
- POINT 2** 生活保護受給者以外、身寄りがいない場合 ⇒ 民生委員などに相談。必要時 警察へ通報。
 遺留金は葬祭費へ充てられますので、サービス利用料等の支払いは、事前に本人や関係者と話し合っておきましょう。
 【参考】有田町：令和5年度よりハッピーエンディングサービス有
- POINT 3** 死亡届の提出 ⇒ 関係者と事前に情報共有
 死亡届は「戸籍法第87条」の規定により、届出人（提出者とは異なります）が定められています。死亡親族や同居人がいない場合は、地主や家屋の管理人の他、同居以外の親族、後見人、保佐人、補助人、任意後見人及び任意後見受任者が行えます。これらの関係者と事前に情報共有ができていない場合は、速やかに連絡しましょう。
 【参考】成年後見制度については、（3 関連機関の主な連絡先）をご参照下さい

身寄りのない方が亡くなった時の連絡先

死亡が確認されたとき

- ・病院で亡くなった場合** 病院 ⇒ 市町へ連絡（伊万里市健康福祉部福祉課または有田町健康福祉課）
 身寄りのない方が病院で亡くなると、病院から市町へ連絡が入り、墓地・埋葬等に関する法律第9条に基づき、市町が対応（火葬・埋葬）します。
 ※病院でお亡くなりになった場合の所持金は、葬祭費に充当されることになる為、市町への引き渡しとなります。
- ・自宅で亡くなった場合** 伊万里警察署へ通報 ⇒ 警察から市町へ連絡
 訪問医師による死亡診断書がある場合等は、警察に通報の際にその旨を報告してください。
 ※葬祭費用については、本人の所持金から支払いができない場合、市町が相続人を確定するために親族を調査し、相続人に請求します。
 ※把握している遺留金などは、葬祭費に充当されます。現金等がある場合には、明細を作成し、警察又は行政の担当部署（伊万里市健康福祉部福祉課または有田町健康福祉課）に渡しましょう。なお、現金があり、サービス事業所への支払いなどがある場合は、行政の担当部署に相談しましょう。

Q 経済的に困窮している方が、今日入院したので、明日生活保護の申請をしたいが、入院日から適用されますか？

A 生活保護の開始は、急迫の場合や、やむを得ない事情（深夜など）を除き、原則「申請のあった日から要保護状態である」場合に適用されるので、申請の遅れに真にやむを得ない事情がない限り、設問の場合の入院日は適用されません。なお、原則として申請は本人の意思に基づくこととされ、代理申請は認められませんが、本人の申請意思が明らかかな申請書等を親族や行政書士といった代理人が提出する場合の申請は有効です。